

「清流の国ぎふ千人の第九」運営委託業務仕様書

1 委託業務名

「清流の国ぎふ千人の第九」運営委託業務

2 委託業務の目的

令和6年に開催される「清流の国ぎふ」文化祭2024（令和6年10月14日～11月24日）の音楽イベントとして、令和6年11月17日に「清流の国ぎふ千人の第九」コンサートを開催する。

県民から公募した約千人の合唱団と岐阜県が誇る岐阜県交響楽団が練習を重ね、第九のコンサートを作り上げることで、岐阜県の音楽文化を県内及び全国に発信することを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年11月17日まで

4 「清流の国ぎふ千人の第九」コンサートの概要

- 開催日時 令和6年11月17日(日) 14時～16時
- 会場 岐阜メモリアルセンター で愛ドーム 特設ステージ
- 出演者 (1) 音楽監督・指揮：井村誠貴
(2) 管弦楽：岐阜県交響楽団（約80人）
(3) 合唱監督：山口敏昭
(4) 合唱団：公募による約千人の合唱団（参加費無料、未経験者歓迎）
(5) ソリスト：S=松波千津子、A=田島聖子、T=城宏憲、B=井上博嗣
- 入場料 2,000円(高校生以下1,000円) *観客は2千人を見込む

■主なスケジュール

- | | | |
|------|-----------|--|
| 令和6年 | 4月～ 6月 | 合唱団の参加者募集 |
| 〃 | 7月～11月 | 合唱の通常練習（15回程度）
*①岐阜・西濃、②中濃・東濃、③飛騨の3圏域で実施 |
| 〃 | 9月～11月 | コンサート入場券の販売 |
| 〃 | 10月13日(日) | 本番指揮者による合唱指導（岐阜・西濃圏域）
（14時～16時、於：サランカホール） |
| 〃 | 11月10日(日) | オーケストラ合わせ
（14時～16時、於：OKBぎふ清流アリーナ） |
| 〃 | 11月16日(土) | リハーサル（17時～20時、於：で愛ドーム） |
| 〃 | 11月17日(日) | リハーサル（10時～12時、於：で愛ドーム） |

5 業務内容

(1) 基本的な条件

- ①受託者は、発注者である公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）と詳細に協議を行い、その承認を受けて、以下の業務を実施すること。
- ②財団は、本件コンサートの質を担保するため、主に次の役割を担うプロデューサーとして小島紀夫氏（財団の支配人・総合プロデューサー）を指定するので、その指揮監督の下で、業

務を実施すること。

(ア) 本件コンサートは、音楽監督・指揮の井村誠貴氏、合唱監督の山口敏昭氏を中心に創り上げるものであるが、大規模な体育館である会場（で愛ドーム）の音響特性を十分把握したうえで、両監督の意向に沿う適切な音量・音質でコンサートが開催できるようなシステムを構築する。

(イ) 本件コンサートが「清流の国ぎふ」文化祭2024の一大イベントとして開催されることから、清流の国ぎふの魅力を表現し、観客や出演者の記憶に残るような会場景観等の演出を検討する。

- ③本件コンサートで使用する会場施設との調整及び利用料の支払いは、財団が行うこととし、本業務に含まないこととする。
- ④出演者の出演料、移動経費など出演に係る経費の支払いは、財団が行うこととし、本業務に含まないこととする。
- ⑤合唱の通常練習に係る経費の支払いは、財団が行うこととし、本業務に含まないこととする。

(2) 実施体制と企画業務

- ①受託者は、本業務を円滑に行うため、本委託業務を担い、財団及びプロデューサーとの協議窓口ともなる業務管理責任者（通算して10年以上イベント業務に従事した実績を有する者に限る。）を配置すること。また、業務管理副責任者（通算して5年以上イベント業務に従事した実績を有する者に限る。）を配置すること。両責任者により、専用の協議窓口を設置し、常に連絡のとれる体制とし、財団の求めた場所で速やかに打合せに応じること。
- ②イベントの全体構成については、財団が協議して決めることとし、その全体構成に応じて、「運営マニュアル」、「進行台本」、「スタッフ業務マニュアル」等を作成し、原則として、イベント開催日の10日前までに財団に提出すること。

(3) 会場の設営・撤去

- ①で愛ドーム（コンサート会場）
 - ・会場のレイアウトは、**別紙1**「清流の国ぎふ千人の第九」コンサート会場配置図を参考にして、受託後、プロデューサー及び財団と協議の上策定すること。
 - ・会場内の床養生を行うこと（通路も含む）。管弦楽団用のひな壇やイントレ下など、必要に応じて3層養生やベニア板養生を行うこと。
 - ・管弦楽団用のステージを設置し、椅子（約80脚）を配置すること。
 - ・仮設観客席用の椅子（約500脚）を配置すること。
- ②体育室（岐阜県交響楽団の楽屋）
 - ・岐阜県交響楽団の楽団員（約80人）が、休憩・昼食場所として利用する。
 - ・会場内の床養生を行い、約80人分の机・椅子を配置すること。
 - ・楽屋サインを設置すること。
- ③特別応接室、第4会議室、第5会議室（指揮者・ソリストの楽屋）
 - ・会場の位置は、**別紙2** 岐阜メモリアルセンター本館施設平面図を参照のこと。
 - ・特別応接室は指揮者（男性1人）の楽屋、第4会議室は女性ソリスト（2人）の楽屋、第5会議室は男性ソリスト（2人）の楽屋として利用する。
 - ・各部屋に、楽屋に必要な物品を配置すること。
 - ・楽屋サインを設置すること。

- ④各会場に設営・配置したものは、令和6年11月17日(日)21時まで撤去するとともに、各会場を清掃すること。また、飲食関係を含む本イベントで発生したゴミを適正に処分すること。

(4) 舞台の制作・進行

- ①プロデューサーやプロデューサーが指定する舞台監督をはじめとする制作・進行スタッフ及び音楽監督や主な出演者とともに、舞台の制作・進行を行うこと。
- ②次に示す舞台制作・進行に必要な経費に関する支払いを本業務に含めることとし、当該経費として合計で8,500,000円(税抜)を見込み、経費確定後に精算すること。
- (ア) プロデューサーの謝金、交通費等
- (イ) 音響・照明等の技術関係費(機材費、電源配線工事費、運搬費、人件費、設置撤去費、諸経費を含む)
- (ウ) 制作・進行スタッフ関係費(人件費、交通費、諸経費を含む)

(5) 司会者等の手配

- ①司会者を1名手配すること。司会者は、財団の承諾のうえ決定すること。司会者は、本コンサート当日の10時から行うリハーサルにも参加すること。
- ②手話通訳者を1名手配すること。手話通訳者は本コンサート当日の10時から行うリハーサルにも参加すること。

(6) 会場景観等の演出

- ①本件コンサートが「清流の国ぎふ」文化祭2024の一大イベントとして開催されることから、清流の国ぎふの魅力を表現し、観客や出演者の記憶に残るような会場景観等の演出を提案すること。その提案を基にして、財団と協議の上、会場景観等の演出方法を決定すること。
- ②①の決定にしたがって、会場装飾や各種造作などの演出を実施すること。

(7) 来場者の受付・誘導等

- ①約2千人の来場者を安全かつ円滑に観客席に誘導するために、受付の位置及び仕様、客席までの動線、必要となる看板・サイン(玄関・入口、受付、会場内案内等)、受付・誘導スタッフや警備員の配置等について提案すること。その提案を基にして、プロデューサー及び財団と協議の上、受付・誘導計画を策定すること。
- ②受付には一般受付の他、来賓受付を設けること。来賓の受付及び誘導は財団が行う。
- ③受付では、来場者の入場券を確認するとともに、プログラム及びアンケート用紙(携帯用鉛筆付き)を配布すること。また、退出時にアンケート用紙を回収すること。
- ④受付付近に当日入場券の販売ブースを設け、販売スタッフを配置すること。
- ⑤受付・誘導計画にしたがって、看板・サインを設置するとともに、受付・誘導スタッフや警備員を配置すること。
- ⑥関係者駐車場の入退場管理のため、スタッフ1名を配置すること(8時~12時)。
- ⑦スタッフ間の連絡に使用するための無線機を手配すること。

(8) 安全対策等

- ①看護師2人を手配し(イベント当日の10時から17時まで)、来場者及び出演者の体調不

良等不測の事態に対応できる体制をとること。

- ②イベント運営上の不測の事故に備えるため、不特定多数の来場者が見込まれる場合に使えるイベント保険（行事参加者傷害保険）に加入すること。
- ③出演者（約千人の合唱団を除く）、司会者、手話通訳者、看護師、スタッフの弁当、飲料等を手配するとともに、ごみ処理を行うこと。

（９）広報業務

- ①本コンサートの開催を周知するための広報資材として、チラシ・ポスターを作成すること。
標準的な仕様は次のとおりとするが、財団と協議の上決定すること。
 - （ア）チラシ：A 4、マットコート 90k、両面カラー、30,000 部
 - （イ）ポスター：B 2、片面カラー、150 部
- ②入場券を作成すること。一般分（2,000 円で販売）を 3,000 枚、高校生以下分（1,000 円で販売）を 1,000 枚、招待者分を 500 枚とする。標準的な仕様は、60mm×170mm、マットコート 110k、ナンバリング・ミシン目ありとするが、財団と協議の上決定すること。
- ③来場者に配布するプログラムを作成すること。標準的な仕様は、A 4、1 2 頁、マットコート 110k、カラー、4,000 部とするが、財団と協議の上決定すること。

（１０）練習会場の設営・受付

次の２回の合唱練習について、各回５名の会場設営・受付スタッフを配置すること。練習会場の手配は財団において行う。

- ①本番指揮者による合唱指導（岐阜・西濃圏域）
 - ・令和 6 年 1 0 月 1 3 日（日） 1 4 時～1 6 時、於：サランカホール
 - ・スタッフ配置時間：1 3 時～1 7 時
- ②オーケストラ合わせ
 - ・令和 6 年 1 1 月 1 0 日（日） 1 4 時～1 6 時、於：OKB ぎふ清流アリーナ
 - ・スタッフ配置時間：1 0 時～1 7 時

6 積算内訳書の提出

- ・受託者は、本仕様書に基づいて積算内訳書を作成し、財団に提出すること。

7 業務内容の変更

- ・業務内容を変更する場合は、原則として 6 の積算内訳書に基づき契約金額を変更する。ただし、実施条件が異なる場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合又は内訳書によることが不適当な場合は、変更見積書を提出し、見積価格を基礎として、財団と受託者で協議のうえ、業務内容の変更を行う。

8 業務完了後の提出書類

- ・受託者は、業務完了後遅滞なく、委託業務完了届、事業実績報告書を 1 部提出すること。
- ・本事業で制作した成果物のデータは、PDF 形式及び編集可能な形式（Adobe Illustrator 等）にて納品すること。

9 業務の適正な実施に関する事項

- （１）関係法令の遵守

受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、財団と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(5) 第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

(6) 著作権に関する事項

①本事業により新たに発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属することとし、発注者（発注者が指定する者を含む。）は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、財団は権利留保物について独占的に使用できるものとする。

②受託者は、本事業の成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(7) 肖像権等に関する事項

①受託者は、本事業の実施にあたって、制作する画像等の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。

②受託者は、本事業の実施にあたって、取材及び撮影等を行う場合、所有者等に取材及び撮影等の承諾を得た上で行い、所有権等の侵害が生じないようにすること。

10 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、財団は契約を解除することができる。この場合、財団に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) 災害その他不可抗力等、財団及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

11 その他

本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務

を進めるものとする。